

令和5年度 身寄りのない人の支援に係る研修 1回目

日時：令和5年5月30日（火） 14：00～16：00

場所：苫小牧市民活動センター 多目的ホール

時 間	内 容 ・ 講 師
13：30～	受付開始
14：00～	開 会 司会：苫小牧市福祉部介護福祉課 保健師 東梅 睦子
14：05～14：35 (30分)	「身寄りのない方の死後対応の現状について」 苫小牧市福祉部総合福祉課 主査 前田 亜矢子
	質疑応答
14：40～	グループワークのための事例説明 苫小牧市福祉部総合福祉課 副主幹 伊藤 千恵子
14：45～15：15 (30分)	グループワーク
15：15～15：30 (15分)	発 表
15：30～15：50 (20分)	総 括 とまこまい成年後見支援センター 参与 古川 義則
15：50～	質疑応答
16：00	閉 会

身寄りのいない方の 死後対応の 現状について

第1回 身寄りのいない人の支援に係る研修

令和5年5月30日 14:00～

苫小牧市福祉部総合福祉課



身寄りのいない方の死後対応の現状について

目 次

1. 「身寄りのいない人」とは？
2. 苫小牧市の現状
3. 身寄りのいない人が亡くなったら
 - (1) 病院で亡くなった場合
 - (2) 自宅等で亡くなった場合
 - (3) 実際の取扱い事例
4. 無縁仏慰霊堂と共同墓について
5. 最後に

1. 「身寄りのいない人」とは？

- ①親族（親、兄弟等）が全くいない人
- ②親族はいるが、疎遠で交流がない人
- ③様々な事情により、親族から支援が受けられない人

①の親族が全くいない人は、かなりの少数派。
ほとんどの人は、②か③に分類される。

～身寄りのいない人の葬儀を地方自治体が執り行うことの法的根拠～

墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)

第9条 死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、

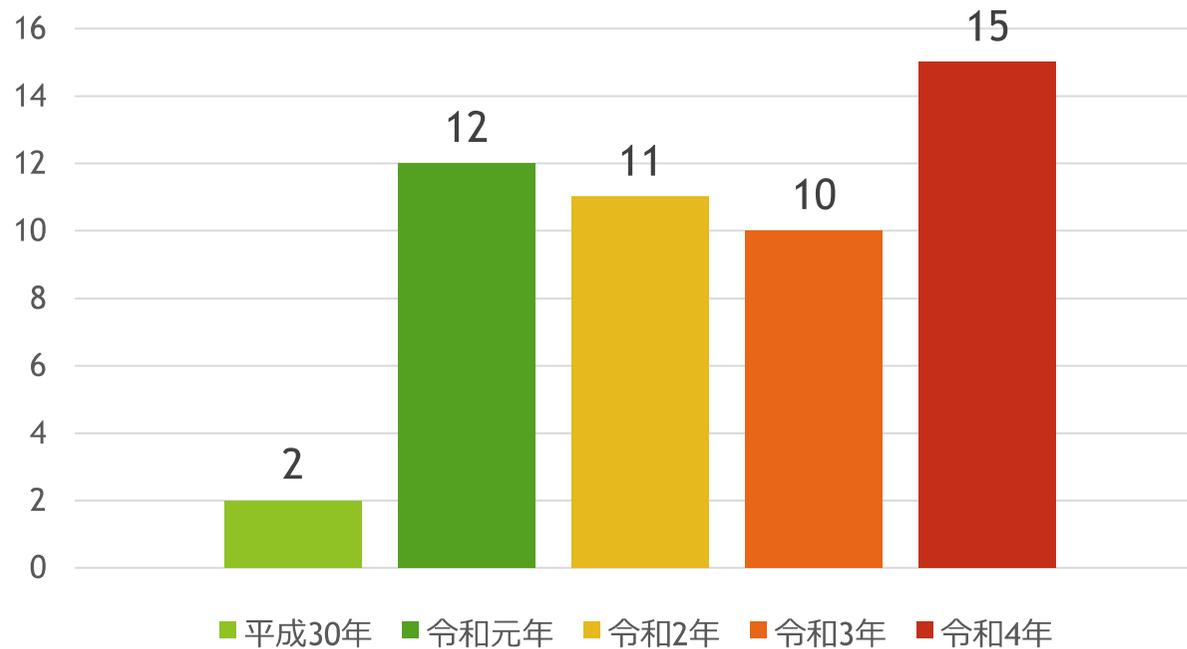
死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。

住民票の有無に関わらず、その方が「死亡した場所」の市町村長
が火葬及び埋葬をしなければならない！

⇒実際に、苫小牧市でも他市町村の住民の火葬を行ったことあり

2. 苫小牧市の現状

引き取り手のない遺体の取扱い件数

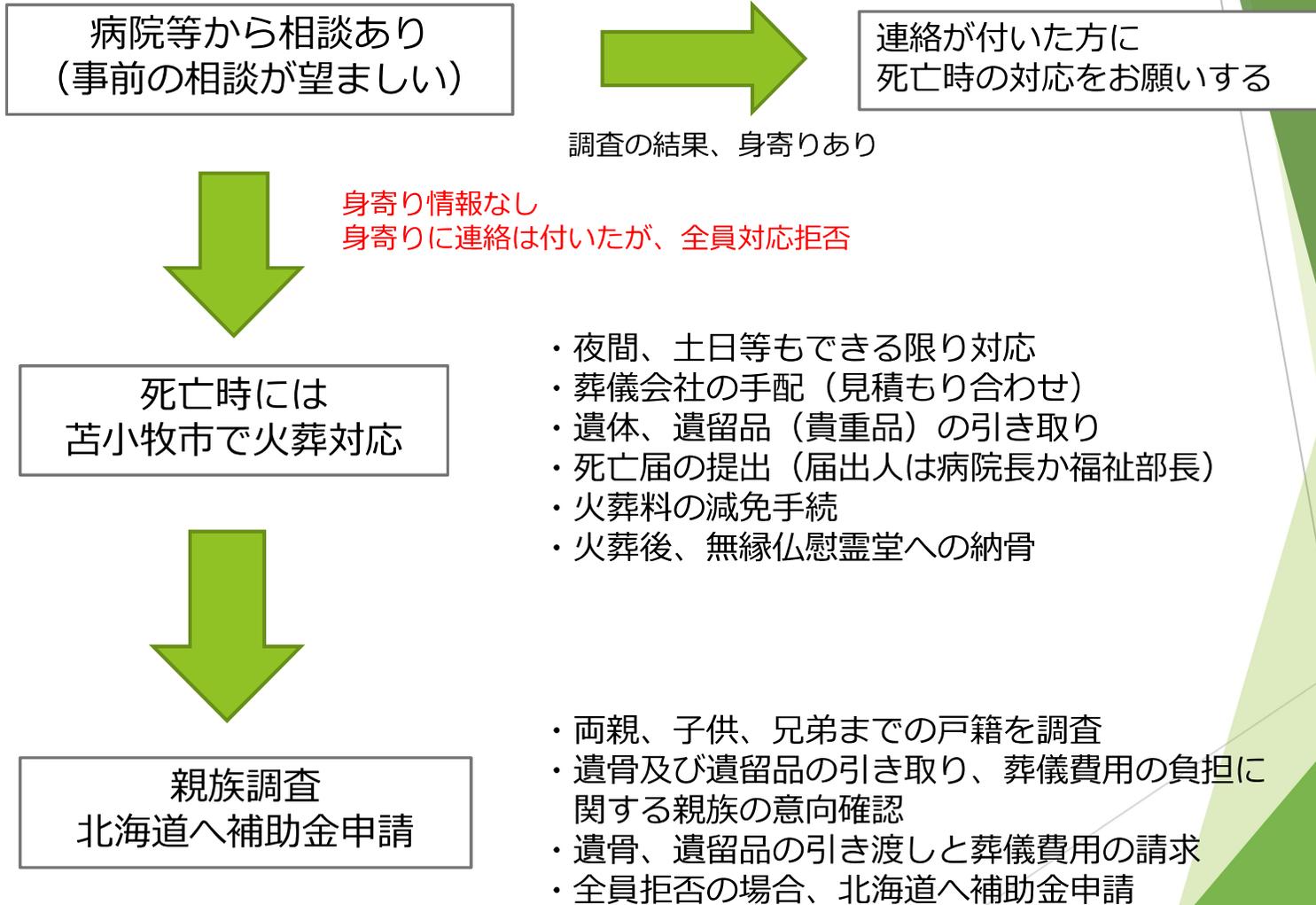


- ・ 苫小牧市では、令和元年度より取扱い件数が急増している
- ・ 令和4年度の取扱い件数は、過去最多の15件
- ・ 総合福祉課が取り扱うのは、生活保護受給者以外となる

※生活保護受給者は葬祭扶助等に対応

3. 身寄りのいない人が亡くなったら

(1) 病院等で亡くなった場合



3. 身寄りのいない人が亡くなったら

(2) 自宅等で亡くなった場合

近所の方、支援者等
からの通報・発見



死亡を確認



捜査の結果、事件性なし

警察による親族調査



調査の結果、葬儀執行者なし

苫小牧市で火葬対応

- ・ 高齢者等見守り活動事業実施協定に基づき、新聞販売店や宅配業者等からも通報がある
- ・ 市役所で通報を受けた場合、高齢者世帯調査票や介護情報等をもとに、状況を確認
- ・ 現地に安否確認に行くことも

- ・ 消防や警察と連携し、対象者宅へ立ち入り
※事前に大家や親族の許可があると望ましい
- ・ 自宅等で亡くなった場合、変死となるため、警察で検案し、事件性の有無を捜査

- ・ 警察で親族等を調査し、葬儀執行の意向確認
- ・ その間、遺体は警察で保管

- ・ 警察から遺体の引き取り依頼がある
- ・ 火葬の手順や親族調査等については、病院で亡くなった場合と同様

3. 身寄りのいない人が亡くなったら

(3) 実際の実例

○全く身寄りがいないケース

対象者：Aさん（60代女性、無年金・無収入、内縁の夫と同居中）

・死亡時の状況

Aさんは、数年前から飲み屋で知り合った男性と内縁関係になり、内縁の夫宅で生活していた。

数日前から激しい腹痛を訴えていたが、健康保険に加入していなかったため、病院に行くことは頑なに拒否していた。

内縁の夫がAさんの看病をしていたが、買い物のために外出している間に、Aさんは寝室で亡くなってしまった。

変死となるため、遺体は検案のために警察に引き取られたが、内縁の夫も経済的に余裕がなく、Aさんの葬儀はできないとのことで、今後の対応に困り、市役所へ相談があった。

3. 身寄りのいない人が亡くなったら

(3) 実際の実例

○全く身寄りがいないケース

対象者：Aさん（60代女性、無年金・無収入、内縁の夫と同居中）

・市役所の対応

内縁の夫からの聞き取りによると、Aさんは1人っ子で、両親は他界している。結婚歴はあるが、子供はいないとのこと。

市役所でも調査したが、親族等は見当たらず、葬儀執行者が見つからないため、市役所にて火葬を実施。

火葬の際には内縁の夫が立ち会ったが、遺骨は総合福祉課職員が無縁仏に納めた。内縁の夫がAさんの生活費全般を負担しており、遺留金品もなかった。

・親族調査の結果

内縁の夫の話のとおり、兄弟はおらず両親は既に他界していた。

20代で1度結婚したが、5年程で離婚し、離婚した夫との間に子供はいなかった。Aさんについては、死亡時に対応してくれる親族が存在しなかったことが判明。北海道に葬儀費用の補助金を申請し、本件の対応は終了となった。

3. 身寄りのいない人が亡くなったら

(3) 実際の実例

○親族調査の結果、遺骨等を引き取ってもらえたケース

対象者：Bさん（90代女性、年金生活、市内精神科病院に入院）

・死亡時の状況

Bさんは、養護老人ホームに入所していたが、体調を崩して病院での長期療養が必要になったため、1か月前に養護老人ホームを退所。

元々、支援してくれる親族はおらず、金銭管理等は施設がサポートしていたが、養護老人ホーム退所を機に、金銭を管理してくれる人が不在となり、成年後見制度を利用するため、市長申立ての手続きを進めている途中だった。

Bさんの体調が安定しなかったため、急いで申立て手続きを進めていたが、後見人が付く前にBさんが死亡してしまった。

病院の相談員から、身寄りのいない方が亡くなったとのことで市役所に相談があった。

3. 身寄りのいない人が亡くなったら

(3) 実際の実例

○親族調査の結果、遺骨等を引き取ってもらえたケース

対象者：Bさん（90代女性、年金生活、市内精神科病院に入院）

・市役所の対応

本人の死亡により、市長申立ての手続きは中止。総合福祉課の方でも、Bさんを支援してくれる親族等がないことを事前に把握していたため、市役所で火葬を実施し、遺骨は無縁仏に納めた。

葬儀費用は一度市で立て替えたが、本人の所持金があったため、そこから支払うことができた。

・親族調査の結果

結婚歴はあったが、夫は既に死亡しており、子供はいなかった。

両親も既に死亡していたが、存命の姉が道内に1人だけいることが判明し、遺骨等の引き取りについて意向確認の手紙を送付した。

手紙を見た姉の息子（Bさんの甥）より連絡があり、姉自身は施設入所しており対応できないが、お墓があるため、遺骨と遺留品を引き取りたい旨の申し出があった。

遠方で取りに来るのは難しいとのことで、ゆうパックにて遺骨等を送付した。

3. 身寄りのいない人が亡くなったら

(3) 実際の実例

○遺骨等の引き取りを拒否されたケース

対象者：Cさん（70代男性、要介護1、年金生活で市営住宅に入居中、
車を所有、末期がん）

・死亡時の状況

Cさんは、介護サービスを利用しながら1人暮らしをしていたが、末期がんのため市内総合病院に入退院を繰り返していた。

近所に友人はいたが、皆、Cさんに親戚はいないと聞いていた。

将来に備えて葬儀会社に積立てをしていたが、まだ満期にはなっていなかった。

ある日、Bさんはがんの治療のため総合病院に入院したが、容態が急変し、そのまま死亡してしまったため、病院の相談員より市役所に相談があった。

なお、Cさんの通帳等は見当たらず、所持金も数千円しかなかった。

・Cさん死亡後の問題点

入院費用の精算、介護サービス利用料の支払い

市営住宅の退去手続き、ライフラインの解約

車の処分（病院の駐車場に駐車中）

葬儀会社の積立ての取扱い etc…

3. 身寄りのいない人が亡くなったら

(3) 実際の実例

○遺骨等の引き取りを拒否されたケース

対象者：Cさん（70代男性、要介護1、年金生活で市営住宅に入居中、
車を所有、末期がん）

・市役所の対応

民生委員やケアマネ等から情報収集を行ったが、親族は見つからなかったため、市役所にて火葬を実施し、遺骨は無縁仏に納めた。
また、本人の所持金は、葬儀費用に一部充当した。

・親族調査の結果

結婚歴はなく、両親は既に他界していた。
異父妹が一人だけ見つかったが、そちらも既に死亡しており、異父妹の子（Cさんの姪）に意向確認の手紙を送ったが、全て拒否されてしまった。
北海道に残りの葬儀費用の補助金を申請し、本件の対応は終了となった。

なお、Cさんについては、先ほど挙げた問題点は、ほぼ未解決のままとなっている

⇒対象者が在宅のまま亡くなった場合、市役所では対応できないものが多い！

4. 無縁仏慰霊堂と共同墓について

	無縁仏慰霊堂	共同墓
設置場所	高丘第一霊園	高丘第二霊園
納骨対象者	「無縁故者」及び「行旅死亡人」	問わない ※一定の条件あり
費用	—	お骨1体につき 管理料11,000円（納骨時のみ）
申請方法	—	生前予約は不可 本人没後に親族が申し込む
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・遺骨は7年間骨箱のまま保管され、引き取り手がいなければ、慰霊堂内部に合葬される ・毎年、8月に慰霊祭が実施されている（社協主催） 	<ul style="list-style-type: none"> ・身寄りがいない人については、生前に「共同墓埋葬希望届」を提出することができる。 ・本人の死後、親族がいない場合は申し込みができない

4. 無縁仏慰霊堂と共同墓について

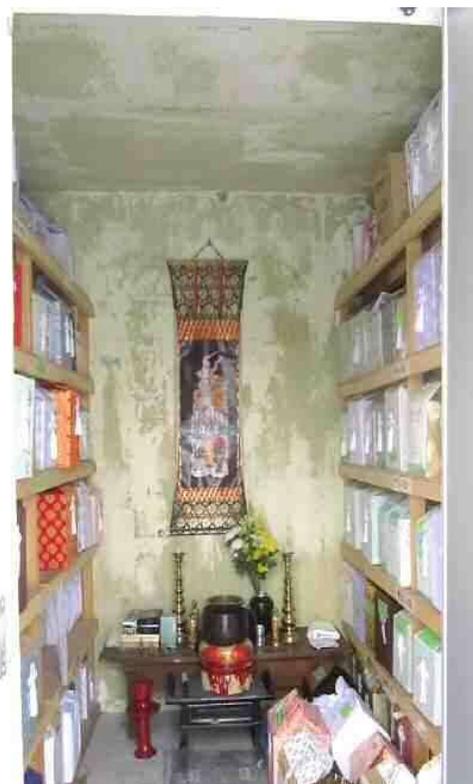
○無縁仏のイメージ



無縁仏慰霊堂の祭壇。お参りはいつでも可能



冬場に納骨するため無縁仏慰霊堂に向かう職員の雄姿



内部には引き取り手のない骨箱が
びっしりと並べられている

冬期間は霊園内が除雪されていないため、
骨箱を抱えて道なき道を進むことも...

4. 無縁仏慰霊堂と共同墓について

○共同墓のイメージ



広々として明るい雰囲気共同墓



【共同墓利用のポイント】

- ・申請者か故人が、苫小牧市に住所もしくは本籍を有していることが必要
- ・納骨は、雪のない4月から12月の土曜日に実施（週1回のみ）
- ・現状では約5,000体の遺骨を収容可能
- ・骨箱から取り出して合葬するため、納骨後の取り出しはできない
- ・異なる宗教の方を合わせて埋葬するため、宗教的な儀式はNG

5. 最後に

～「身寄りのいない方」を巡る支援の問題は「ひとつ」ではありません～

- ・ 支援する側も、される側も、当事者意識を持つことが必要
⇒ 「担当している方が」「自分が」いつか当事者になる日が来るかも！
- ・ 今日紹介した実際の取扱いケースについて、支援者等がどのように対応すればよかったのか、考えてみましょう
⇒ 「市役所が火葬して終了」ではありません！
ケアマネや介護事業所、病院、大家等... 関係者が困ることが沢山出てきます
⇒ 事前のアセスメントや情報収集が大切です！
- ・ 苫小牧市でも、令和4年6月に高齢化率が30%を超え、今後、身寄りのいない方の問題は、増加していくと思われます。
- ・ 昨年度、市内の入所施設を対象に実施したアンケートでは、約半数の施設が、「身寄りのいない方の支援で困ったことがある」と回答しています。
⇒ できるだけ早い対策が必要です！

5. 最後に

本日の研修が、
皆様の今後の支援に
少しでも役立つことを
願っています



最後までご清聴ありがとうございました

<事例検討資料>

【グループワークの進め方】

◎事例は、大まかな情報だけわかっています。各グループで、以下の3点について話し合ってください。

- 1) わかっている情報の中で、何が課題となるのか
- 2) 課題解決のためには、どのような情報が必要か
- 3) 誰が何を担当できるか（支援者の中での役割分担）

【事例概要】

○あなたは、**樽前とま子さん（85歳）**の担当ケアマネです。

- ・介護度：要介護1。サービス利用は福祉用具貸与のみ。
- ・住まい：民間アパートの1階に居住（家賃3万円）
- ・家族：夫は死去。障害のある息子（50代）は市外施設に入所中。
亡兄の嫁（義姉）が市内在住。亡兄の子（甥）は道外在住で、連絡は取れない。
- ・ペット：猫3匹（詳細不明）
- ・収入：遺族年金、国民老齢年金（月11万円程度）
- ・財産：隣町に山林を所有しているらしい
- ・状況：令和5年5月某日、自宅で転倒して大腿骨を骨折し、市内A病院に緊急搬送。
入院・手術が必要な状態。本人の意識はあるが、受け答えはかみ合わない。
主治医の言うことを聞かず、「家に帰る」と主張する。
A病院のMSWから、担当ケアマネに連絡があった。

